

「ブラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令」の一部改正 小曾木区域の規制が解除されました

6月11日付けで官報に掲載された農林水産省令および告示により、同日から青梅市小曾木区域のウメ輪紋ウイルス緊急防除の規制が解除されました。

なお、小曾木区域と、すでに解除されている富岡区域および御岳山区域を除く市全域は、引き続きウメ輪紋ウイルス緊急防除の対象区域（防除区域）となっておりますので、ご注意ください。

今後、市全域の防除区域の解除に向けた対策に取り組んでいきますので、

果実、サクラ節植物（観賞用のサクラ）を除く

▽防除区域内の規制対象植物の防除区域外への持ち出しを制限

▽感染している植物および感染のおそれのある植物の廃棄

緊急防除区域の解除条件

農林水産省が行うウメ輪紋ウイルスの調査において、3年間ウイルスが確認されなかった地域について、

専門家の意見を踏まえ、字単位で解除されます。

生産緑地地区の追加募集

令和3年度に生産緑地地区への指定を希望する農地等を募集します。

指定の要件 市街化区域内にある農地等で、①～⑥のすべてに該当すること

①公害や災害の防止、農林業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している

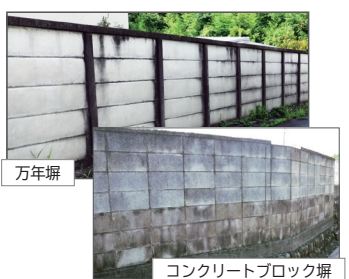
②面積が300㎡以上の規模の区域であること（隣接する他人の農地等との合計でも可）

③現に農林業の用に供され、また、相当期間にわたって農業経営等の継続が期待できるものであること

④農地等利害関係人が同意していること

ブロック塀等撤去費用補助制度

ブロック塀等の倒壊は、通行の障害となるだけでなく、生命に関わる事故につながるおそれもあります。倒壊事故を未然に防止するためにも、ブロック塀等を所有・管理している方の



新築・増築の調査に伺います

新築・増築をした方は資産税課へご連絡を

市では、新築または増築した家屋（住宅、店舗、工場、車庫等）の調査を行っています。

この調査は、令和3年度固定資産税・都市計画税の税額を算定するためのものです。令和2年中に新築・増築したすべての家屋（住宅、

未満の端数切り捨て）▽工事に要した費用の10分の9の額

▽撤去するブロック塀等の長さ1m当たり6千円を乗じて得た額

※申請要件や申請方法等の詳細は、市役所1階総合案内、防災課（市役所5階）、各市民センター、中央図書館で配布する案内または市ホームページ（記事ID：2197・申請書のダウンロード可）をご覧ください。

補助対象 道路に面し、前面道路の地盤面からブロック塀等の頂部までの高さが1mを超え、かつ、当該ブロック塀等の構造部の高さが60cmを超えるもの

補助額 次のいずれかのうち最も少ない額（1千円）

問い合わせ 防災課危機管理係

家屋を取り壊した場合も、資産税課へご連絡を

店舗、工場、車庫、物置等）が対象となります。建築確認を申請していない小規模な増築、物置やサニタリーの設置なども、課税の対象となる場合がありますので、ご連絡ください。

建築確認を申請している場合、市から調査をお願いしますので、連絡の必要はありません。

問い合わせ 資産税課家屋係

国民健康保険高齢受給者証の更新

国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方へ、7月下旬に新しい高齢受給者証を送付します。

8月1日以降、医療機関を受診する際は、被保険者証と併せて新しい高齢受給者証を提示してください。

原動機付自転車ゆめうめちゃんナンバープレートの無料交付



対象 市内を定置場とする原動機付自転車の所有者
対象車種
▷第1種（白色・総排気量50cc以下）
▷第2種の乙（黄色・総排気量50cc超90cc以下）
▷第2種の甲（桃色・総排気量90cc超125cc以下）
※新規登録のほか、従来のナンバープレートからの交換可
※新規登録、交換ともにナンバーの指定不可
登録に必要なもの 下表参照
交付申請先・問い合わせ 市民税課庶務係（市役所1階）

原動機付自転車の状況	登録に必要なもの
販売店から購入して新規登録する場合	販売証明書（販売店が発行）、印鑑（所有者）
名義変更（譲渡） 旧所有者のナンバーが廃車手続き済みの場合	廃車済書（廃車時に市区町村が発行）、譲渡証明書、印鑑（新所有者）
旧所有者のナンバーが廃車手続きしていない場合	ナンバープレート、標識交付証明書、譲渡証明書、印鑑（新・旧所有者）
青梅市で登録した従来のナンバープレートから交換する場合	ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑（所有者）

※譲渡証明書は旧所有者印が押印してあるもの
※青梅市に住居登録がなく、市内に定置場がある方は、住民登録が確認できる書類と市内の定置場が確認できる書類（アパートの賃貸借契約書など）も必要です。
※ナンバープレートの交換により、自動車損害賠償責任保険の変更手続きが必要となる場合があります。保険会社等へご確認ください。

国民健康保険に加入している方へ 特定疾病療養受療証の発行（新規・更新）

青梅市国民健康保険に加入し、次のいずれかの病気で治療を受けている方は、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群

▽自己負担限度額 1万円
※70歳未満の上位所得者の人工透析は2万円

対象 慢性腎不全
▽人工透析を実施している
▽血しょう分画製剤を投与している先天性血液凝固因子障害または先天性血液凝固因子障害

申請方法 医師の意見書等（病名と治療を受けていることが確認できるもの）、印鑑、本人確認書類（身分証明書）をお持ち

このうえ、保険年金課（市役所1階）へ
受診方法 国民健康保険被保険者証等と併せて特定疾病療養受療証を医療機関へ提示してください。

※提示しない場合、一部負担金は軽減されません。

新しい受療証を送付します

すでに受療証をお持ちの方は、7月下旬に新しい受療証を送付します。

問い合わせ 保険年金課係